○須高行政事務組合第２号会計年度任用職員の給料に係る級及び号俸の決定に関する規則

（令和２年３月27日規則第４号）

改正　令和６年11月１日　規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は、須高行政事務組合第２号会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第３号。以下「条例」という。）第２条の規定に基づき、須坂市第２号会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年須坂市条例第28号）第８条の規定により、条例第１条に規定する第２号会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に支給する給料の級及び号俸の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

（給料に係る級及び号俸の決定）

第２条　フルタイム会計年度任用職員の給料に係る級及び号俸の決定に関しては、須坂市第２号会計年度任用職員の給料に係る級及び号俸の決定に関する規則（令和元年須坂市規則第19号）の例による。ただし、同規則第６条の規定にかかわらず退職手当については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第１項の規定により、長野県市町村総合事務組合に事務を委託する。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年11月１日規則第３号）

この条例は、公布の日から施行する。